

# 教育委員会定例会事項書

令和4年9月20日(火)  
9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議 題

議案第 40 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

## 4 報 告 題

報告 1 令和4年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

報告 2 令和4年度三重県中学校総合体育大会の結果について

報告 3 第44回東海中学校総合体育大会の結果について

報告 4 令和4年度全国中学校体育大会の結果について

報告 5 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

報告 6 指定管理者選定の進捗状況について

報告 7 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

報告 8 公文書の管理の状況について

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和4年9月6日(火)  
開会 13時30分  
閉会 14時05分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員  
議事録署名者 栗須委員

### 4 採択議案の件名

議案第38号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第3号)(教育委員会関係)について  
議案第39号 三重県文化財保護審議会委員の任命について

### 5 請願陳情の付議の結果

請願8 高校生のアルバイトを禁止しないことを求める請願について  
請願8については不採択とする。

### 6 諸般の報告

報告1 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について  
報告2 令和5年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について  
報告3 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第40号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年9月20日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 <sup>三重県人事委員会規則</sup> <sub>三重県教育委員会規則</sub> 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）	（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）
第七条の二の二（略）	第七条の二の二（略）
2 ～ 5（略）	2 ～ 5（略）
<p>6 条例第八条の三第三項第七号の勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>6 条例第八条の三第三項第七号の勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p>
7・8（略）	7・8（略）
<p>9 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第三項第七号の勤務日（<u>こ</u>）との勤務時間を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間</u>）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>9 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第三項第七号の勤務日（<u>こ</u>）との勤務時間を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間</u>）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>
一 ～ 三（略）	一 ～ 三（略）
10 ～ 14（略）	10 ～ 14（略）
第七条の二の三（略）	第七条の二の三（略）
2（略）	2（略）
<p>3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日（<u>条例第十一条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。</u>）を除いた日の始業の時刻から</p>	<p>3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行われ</p>

連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第七条の十一 (略)

2 教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日を除く。第四項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十八条第四項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 三 (略)

3 6 (略)

(年次有給休暇)

第九条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年師任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

なければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第七条の十一 (略)

2 教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第十一条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第四項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十八条第四項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 三 (略)

3 6 (略)

(年次有給休暇)

第九条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

一 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第九条の二 条例第十三条第一項第二号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に定める日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数。以下「基本日数」という。）

二 当該年において職員の勤務時間条例第二条職員等（条例第十三条第一項第三号の職員の勤務時間条例第二条職員等をいう。以下同じ。）となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの 職員の勤務時間条例第二条職員等となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に定める日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数）とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数

2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地公法第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項若しくは第二項の規定による採用後の勤務又は育児休業法第十八条第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休

一 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第九条の二 条例第十三条第一項第二号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に定める日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数。以下「基本日数」という。）

二 当該年において職員の勤務時間条例第二条職員等（条例第十三条第一項第三号の職員の勤務時間条例第二条職員等をいう。以下同じ。）となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの 職員の勤務時間条例第二条職員等となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に定める日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次条第三項第二号において同じ。））、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数）とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数

2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地公法第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項の規定による採用後の勤務又は育児休業法第十八条第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、

暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第九条の三 (略)

2 (略)

3 条例第十三条第一項第三号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 (略)

二 当該年の初日において定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた者 その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数

(特別休暇)

第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一〇、十二 (略)

十三 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては十四週間)前の日から当該出産の日以後一年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間

十四、十六 (略)

十七 生後満一年九月に達しない子を保育する場合 一日二回各四十五分以内の期間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間)

十八、二十一 (略)

二十二 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月(県委員会が特に必要と認める場合にあつては十月)までの期間内における五日の範囲内の期間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては三日の範囲内の期間)

当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第九条の三 (略)

2 (略)

3 条例第十三条第一項第三号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 (略)

二 当該年の初日において再任用職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた者 その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数

(特別休暇)

第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一〇、十二 (略)

十三 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間

十四、十六 (略)

十七 生後満一年九月に達しない子を保育する場合 一日二回各四十五分以内の期間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間)

十八、二十一 (略)

二十二 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月(県委員会が特に必要と認める場合にあつては十月)までの期間内における五日の範囲内の期間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては三日の範囲内の期間)

<p>二十三〜三十四 (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第十五条 休暇の単位は、年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇及び介護休暇(以下「年次有給休暇等」という。)にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。</p> <p>2〜8 (略)</p>	<p>二十三〜三十四 (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第十五条 休暇の単位は、年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇及び介護休暇(以下「年次有給休暇等」という。)にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。</p> <p>2〜8 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第十三号の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、同規則第九条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)及び第九条の三第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項及び第九項、第九条、第九条の二第一項及び第二項、第九条の三第三項(第一号に係る部分に限る。)、第十二条(第十七号及び第二十二号に係る部分に限る。)並びに第十五条第一項の規定を適用する。

## 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を進めるため、育児参加休暇の対象期間を拡大するとともに、地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げに鑑み、所要の改正等を行うものです。

### 2 改正内容

育児参加休暇の対象期間を「出産の日後8週間」から「出産の日以後1年間」に拡大するとともに、引用法律条番号の修正など所要の改正を行います。

### 3 施行期日

令和4年10月1日（育児参加休暇の改正箇所）

令和5年4月1日（育児参加休暇以外の改正箇所）

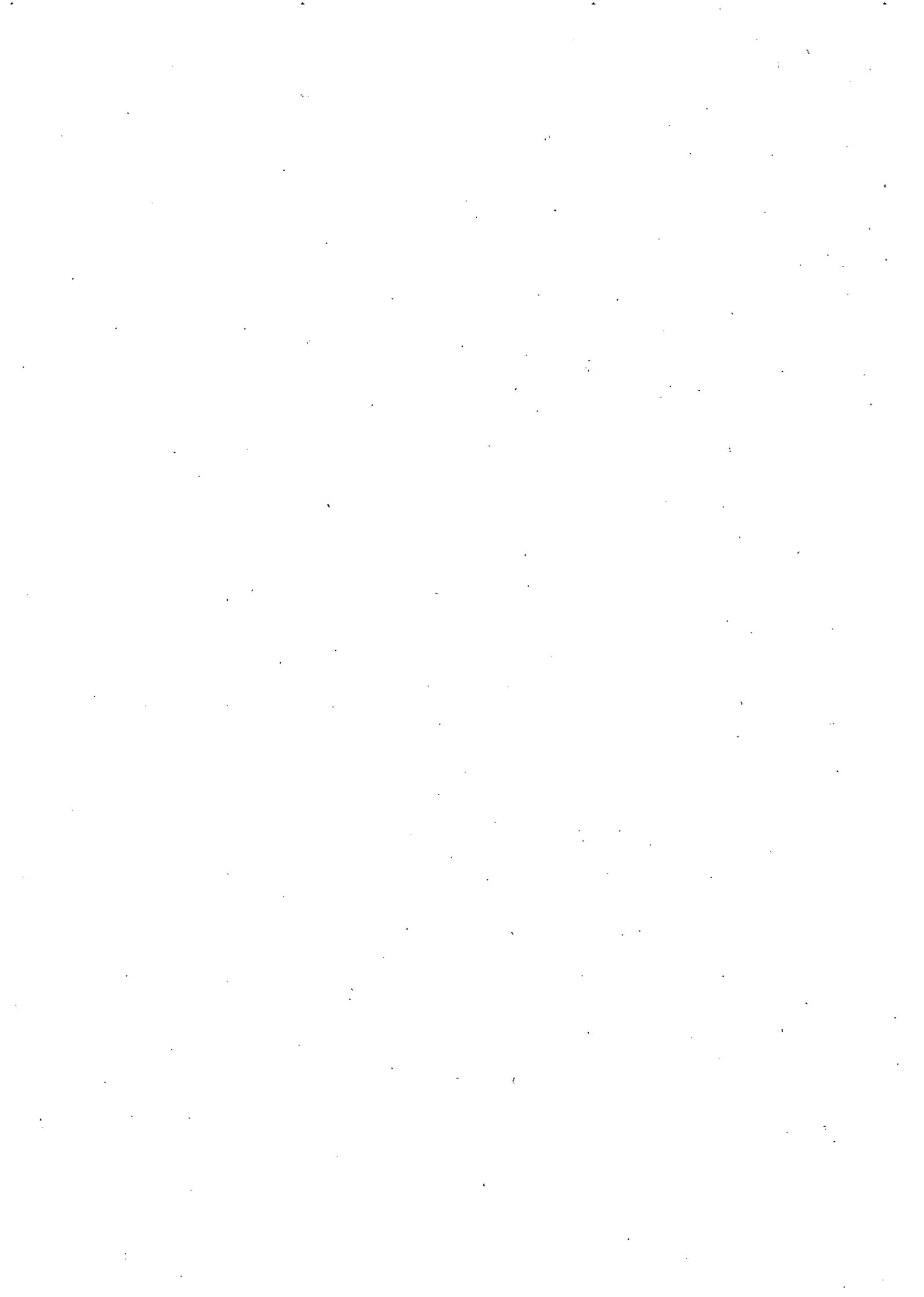
報告 1

令和4年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

令和4年度全国高等学校総合体育大会等に係る三重県選手の結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月20日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



## 令和4年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

### 1 令和4年度全国高等学校総合体育大会

(1) 日 程 令和4年7月23日(土)から8月23日(火)まで

(2) 場 所 徳島県・香川県・愛媛県・高知県及び和歌山県

(3) 三重県選手団

- ・団 長 野垣内 靖 (三重県高等学校体育連盟 会長)
- ・総 監 督 池田 庸祐 (三重県高等学校体育連盟 理事長)
- ・旗 手 笠井 心優 (三重高等学校 3年 バレーボール部)
- ・参加競技 29競技 (男子:28競技、女子:26競技)
- ・参加校 51校 (男子:44校、女子:32校)
- ・参加人数

選手(男子)	選手(女子)	役員・監督	参加総数
312名	241名	167名	720名
小計 553名			

(4) 三重県選手の活躍は、女子ソフトテニス競技、男子ウエイトリフティング競技、男子レスリング競技の個人戦で優勝するなど、62競技種目で入賞しました。

### 主な成績

団 体 (学校対抗を含む)

成績	競技種目	性別	種別	学校名
2位	ソフトテニス	女子	団体	三重
3位	レスリング	男子	団体	いなべ総合学園
4位	体操	女子	団体	暁
5位	ソフトテニス	男子	団体	三重
5位	ソフトボール	女子	団体	津商業
5位	ハンドボール	女子	団体	四日市商業
5位	フェンシング	女子	団体	鳥羽
6位	ヨット	男子	コンパインド	津工業
7位	自転車	男子	ロード(学校対抗)	朝明
7位	ヨット	男子	420級	津工業

## 個人

成績	競技種目	性別	種別	名前	学校名
優勝	ソフトテニス	女子	個人	馬淵・竹田	三重
優勝	ウエイトリフティング	男子	61kg級トータル	松田 魁利	亀山
優勝	ウエイトリフティング	男子	61kg級C&J	松田 魁利	亀山
優勝	レスリング	男子	80kg級	神谷龍之介	いなべ総合学園
2位	陸上競技	男子	八種競技	谷崎 光	宇治山田商業
2位	柔道	男子	100kg級	吉田 燦太	名張
2位	剣道	女子	個人	加藤 里佳	鈴鹿
2位	自転車	男子	スクラッチ	松岡 隼人	朝明
2位	体操	女子	ゆか	岡村 真	暁
2位	ウエイトリフティング	男子	61kg級スナッチ	松田 魁利	亀山
3位	ウエイトリフティング	男子	67kg級トータル	田島 佳	四日市中央工業
3位	ウエイトリフティング	男子	67kg級スナッチ	田島 佳	四日市中央工業
3位	ウエイトリフティング	男子	67kg級 C&J	田島 佳	四日市中央工業
3位	レスリング	女子	50kg級	弓矢 紗希	いなべ総合学園
3位	レスリング	女子	53kg級	柴田あおい	いなべ総合学園
3位	自転車	男子	1kmタイムトライアル	谷澤 優貴	久居農林
3位	自転車	女子	500mタイムトライアル	伊藤 優里	朝明
3位	ボート	男子	ダブルスカル	宮本・川竹	相可
3位	体操	女子	個人総合	岡村 真	暁
3位	体操	女子	段違い平行棒	岡村 真	暁
4位	陸上競技	男子	110mH	打田 快生	皇學館
4位	陸上競技	女子	走幅跳	中村 里菜	宇治山田商業
4位	陸上競技	女子	やり投	曾野 雅	松阪商業
4位	ウエイトリフティング	女子	45kg級C&J	野間 若菜	四日市南
4位	自転車	女子	ロードレース	平子 結菜	朝明
4位	ヨット	男子	レーザーラジアル級	阿部優二郎	津工業
5位	陸上競技	女子	800m	松本 未空	鈴鹿
5位	柔道	男子	73kg級	大崎 天照	四日市中央工業

5位	柔道	女子	63kg級	小口 静愛	高田
5位	レスリング	男子	55kg級	高田 勇	いなべ総合学園
5位	レスリング	男子	60kg級	曾野 竜晟	いなべ総合学園
5位	レスリング	女子	47kg級	吉田七名海	久居
5位	レスリング	女子	68kg級	伊藤 渚	いなべ総合学園
6位	陸上競技	男子	走高跳	前川 鎮秀	津商業
6位	陸上競技	男子	走幅跳	前川 鎮秀	津商業
6位	陸上競技	女子	砲丸投	川北海万梨	松阪商業
6位	ウェイトリフティング	女子	45kg級トータル	野間 若菜	四日市南
6位	自転車	女子	ポイント・レース	平子 結菜	朝明
7位	水泳(競泳)	男子	1500m自由形	山本 大地	尾鷲
7位	水泳(飛込)	女子	飛板飛込	山口 歩夏	稲生
7位	ウェイトリフティング	男子	67kg級トータル	森下 裕斗	四日市中央工業
7位	ウェイトリフティング	男子	67kg級C&J	森下 裕斗	四日市中央工業
7位	ウェイトリフティング	女子	45kg級スナッチ	野間 若菜	四日市南
7位	体操	女子	跳馬	鈴木 望未	暁
7位	自転車	女子	ケイリン	伊藤 優里	朝明
8位	陸上競技	男子	八種競技	中川 陽司	近畿大学工業 高等専門学校
8位	ウェイトリフティング	男子	67kg級スナッチ	森下 裕斗	四日市中央工業
8位	ウェイトリフティング	女子	49kg級C&J	伊阪 夏妃	鈴鹿
8位	自転車	男子	ロードレース	柚木 伸元	朝明
8位	自転車	女子	ポイント・レース	森下 綾乃	津
8位	ヨット	男子	レーザーラジアル級	高島 楓真	津工業
ベスト8	テニス	男子	ダブルス	眞田・本山	四日市工業

※大会実施要項により、表彰の対象になっているものについては「○位」、表彰の対象外ではあるが、準々決勝以上に進出したものについては、「ベスト○」と表記しています。

## 2 令和4年度全国高等学校定時制通信制体育大会

- (1) 日 程 令和4年7月26日(火)から8月19日(金)  
(2) 会 場 明治神宮野球場(東京都)  
駒沢オリンピック公園(東京都)  
サニーテニスコート(千葉県) 他

### (3) 主な成績

団 体 (学校対抗を含む)

成 績	競技種目	性別	学校名
5位	ソフトテニス	女子	みえ夢学園・徳風
5位	卓球	女子	向陽台

個 人

成績	競技種目	性別	種目	名 前	学 校
5位	ソフトテニス	男子	個人	竹尾・戸田	みえ夢学園

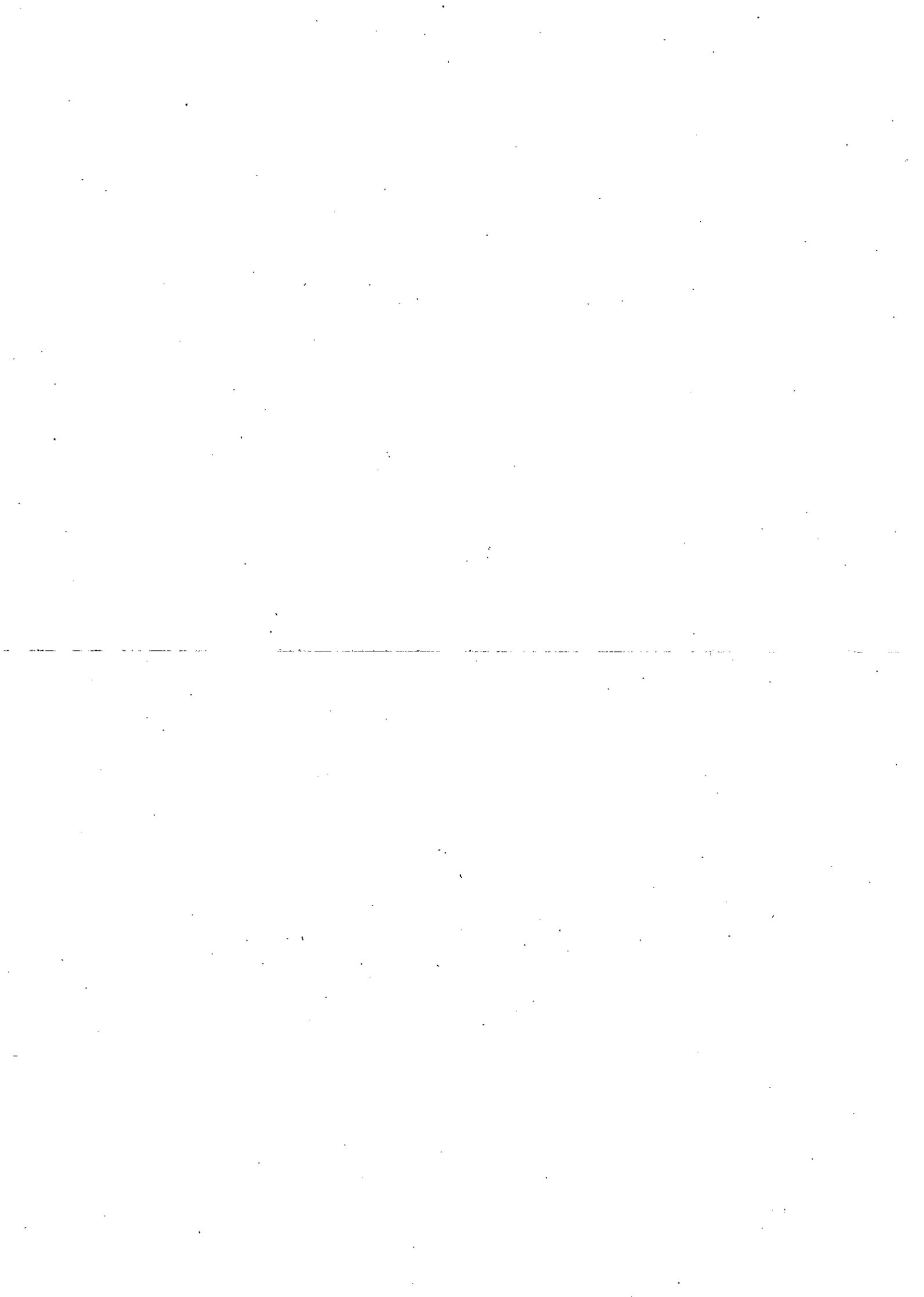
報告2

令和4年度三重県中学校総合体育大会の結果について

令和4年度三重県中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月20日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



## 令和4年度三重県中学校総合体育大会の結果について

### 1 期 間

令和4年7月26日(火)～7月31日(日)

【上記期間外の競技】

(1) 体操競技：6月26日(日)

(2) 陸上競技：10月15日(土)・16日(日)

(3) 駅 伝：11月20日(日)

### 2 会 場

県内各地

### 3 主 催

三重県中学校体育連盟、三重県教育委員会、開催市町教育委員会

### 4 後 援

公益財団法人三重県体育協会 等

### 5 競技数

18競技

### 6 参加人数

約7,000人

### 7 大会結果

3位以上の入賞校(者)は次のとおり

令和4年度三重県中学校総合体育大会成績一覧(団体競技)

競技	第1位			第2位			第3位		
	種別	学校	選手	種別	学校	選手	種別	学校	選手
水泳競技	男	尾鷲(尾北)	西橋内(津)	山手(三酒)	第3位				
	女	陵成(桑員)	明正(桑員)	潮南(尾北)					
バスケットボール	男	四日市市立ノール学院(三酒)	白子(鈴亀)	陽和(桑員)	厚生(伊度)				
	女	四日市市立ノール学院(三酒)	千代崎(鈴亀)	御齒(伊度)	創徳(鈴亀)				
サッカー	男女	明和(松多)	長島(桑員)	朝日(三酒)	城東(伊賀)				
	男	菰野(三酒)	羽津(三酒)	西笹川(三酒)	朝明(三酒)				
ハンドボール	女	菰野(三酒)	朝明(三酒)	羽津(三酒)	南(三酒)				
	男女	海星(三酒)	玉城(伊度)	西(松多)	朝陽(津)				
軟式野球	男	有馬(熊南)	暁(三酒)						
	女	陵成(桑員)	南が丘(津)						
体操競技	女	城東(伊賀)	白子(鈴亀)	四日市市立ノール学院(三酒)					
	男	海星(三酒)	久居東(津)	菰野(三酒)	久保(松多)				
バレーボール	女	久保(松多)	嬉野(松多)	大海(松多)	明和(松多)				
	男	陵成(桑員)	倉田山(伊度)	大台(松多)	橋南(津)				
ソフトテニス	女	大台(松多)	西朝明(三酒)	矢淵(熊南)	桜浜(伊度)				
	男	三重大附属(津)	橋南(津)	朝陽(津)	御浜(熊南)				
卓球	女	一志(津)	阿田和(熊南)	小俣(伊度)	久居東(津)				
	男	倉田山(伊度)	小俣(伊度)	南郊(津)	南が丘(津)				
バドミントン	女	倉田山(伊度)	小俣(伊度)	尾鷲(尾北)	久居(津)				
	女	明和(松多)	三雲(松多)	菰野(三酒)	中(鈴亀)				
柔道	男	三雲(松多)	大(桑員)	菰野(三酒)	神戸(鈴亀)				
	女	矢淵(熊南)	大(桑員)	木本(熊南)	加茂(鳥志)				
剣道	男	神戸(鈴亀)	陽和(桑員)	山手(三酒)	龜山(鈴亀)				
	女	神戸(鈴亀)	中(鈴亀)	一身田(津)	嬉野(松多)				
相撲	男	朝陽(津)	東海(鳥志)	志摩(鳥志)	五十鈴(伊度)				
	女	大池(三酒)	菰野(三酒)	常盤(三酒)	暁(三酒)				
テニス	男	大池(三酒)	菰野(三酒)	常盤(三酒)	暁(三酒)				
	女	菰野(三酒)	大池(三酒)	大池(三酒)	常盤(三酒)				

令和4年度三重県中学校総合体育大会成績一覧 (個人種目) No.1

種目	第1位		第2位		第3位			
	姓	名	姓	名	姓	名		
卓球	男子	大遊山 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂		
	女子	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂		
	柔道	男子	山田 穂					
		女子	山田 穂					
		剣道	男子	山田 穂				
			女子	山田 穂				
		新体操	男子	山田 穂				
			女子	山田 穂				
		バドミントン	男子	山田 穂				
			女子	山田 穂				
相撲	男子	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂		
	女子	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂		
テニス	男子	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂		
	女子	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂	山田 穂		



報告 3

第 4 4 回東海中学校総合体育大会の結果について

第 4 4 回東海中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 2 0 日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



## 第44回東海中学校総合体育大会の結果について

- 1 期 間 令和4年8月5日(金)～8月10日(水)
- 2 会 場 東海4県各地
- 3 主 催 東海中学校体育連盟、開催各県教育委員会、  
開催各市教育委員会、東海関係各競技団体
- 4 後 援 東海各県スポーツ協会
- 5 主 管 開催各県中学校体育連盟、開催各県関係競技団体
- 6 競技種目 1.6競技
- 7 参加人数 約1,200人(本県からの参加者)
- 8 大会結果 3位以上の入賞校(者)は次のとおり

### 【団体の部】

順位	競技種目名	性別	中学校名
1位	バスケットボール	男子	四日市 メリノール学院 (四日市市)
		女子	四日市 メリノール学院 (四日市市)
2位	バレーボール	男子	海星 (四日市市)
	ソフトボール	女子	明和 (明和町)
	バドミントン	男子	倉田山 (伊勢市)
3位	バレーボール	女子	久保 (松阪市)
	柔道	男子	大安 (いなべ市)
		女子	矢淵 (紀宝町)
		女子	大安 (いなべ市)
	ハンドボール	男子	菰野 (菰野町)
		女子	菰野 (菰野町)
		女子	朝明 (四日市市)
	軟式野球	男子	海星 (四日市市)
	ソフトテニス	女子	大台 (大台町)
	剣道	男子	神戸 (鈴鹿市)
		女子	嬉野 (松阪市)
		女子	神戸 (鈴鹿市)
	バドミントン	女子	小俣 (伊勢市)
	相撲	男子	朝陽 (津市)

【 個人の部 】

順位	競技種目名	性別	種別	選手名	学校名
1位	柔道	男子	60kg級	田中 蒼人	鎌田 (松阪市)
	剣道	男子	—	平川 凌成	神戸 (鈴鹿市)
	陸上競技	男子	2年100m	山本 卓磨	白子 (鈴鹿市)
			110mH	竹下 諒	桔梗が丘 (名張市)
		女子	4×100mR	小俣	(伊勢市)
	水泳競技	女子	100mバタフライ	奥田 真由	西橋内 (津市)
			400m個人メドレー	水谷 紗也	三重大附属 (津市)
2位	柔道	男子	55kg級	岡 煌陽	三雲 (松阪市)
			60kg級	山口 結大	亀山中部 (亀山市)
			90kg級	菊池 正義	久居 (津市)
		女子	48kg級	橋爪 仁智香	矢渕 (紀宝町)
			52kg級	床辺 羽衣香	多気 (多気町)
	バドミントン	女子	—	世古口 来海	倉田山 (伊勢市)
	陸上競技	男子	3000m	加藤 結羽	三雲 (松阪市)
			棒高跳	上野 颯勢	桜浜 (伊勢市)
			砲丸投	佐野 辰徳	宮川 (伊勢市)
		女子	100m	北尾 心映	厚生 (伊勢市)
			800m	波多野 心音	三雲 (松阪市)
	水泳競技	男子	100m平泳ぎ	尾崎 照英	中部 (四日市市)
			400m自由形	池田 羽衣香	三雲 (松阪市)
		女子	100m背泳ぎ	永守 杏菜	桔梗が丘 (名張市)
			400m個人メドレー	加藤 凜	殿町 (松阪市)
			—	—	—
	3位	柔道	男子	50kg級	山科 裕紀
55kg級				樋廻 一真	大安 (いなべ市)
66kg級				服部 笑福	大安 (いなべ市)
73kg級				常山 凜	久居 (津市)
90kg超級				尾崎 颯紀	神戸 (鈴鹿市)
女子			40kg級	石原 愛來	名張 (名張市)
			57kg級	伊藤 梨花	矢渕 (紀宝町)
			63kg級	松田 ひなた	矢渕 (紀宝町)
		70kg級	中畑 凜音	大安 (いなべ市)	
		—	—	—	
剣道		男子	—	玉田 夢叶	陽和 (桑名市)
陸上競技		男子	800m	小林 勇斗	厚生 (伊勢市)
			低学年4×100mR	三雲	(松阪市)
			棒高跳	西村 空菜	桜浜 (伊勢市)
		女子	走高跳	小池 優瞳	五十鈴 (伊勢市)
砲丸投			丸山 里桜	上志 (津市)	
水泳競技		男子	100m自由形	谷口 廣維	玉城 (玉城町)
		女子	50m自由形	長井 香雪	松阪西 (松阪市)
			200mバタフライ	平尾 美空	白子 (鈴鹿市)

報告4

令和4年度全国中学校体育大会の結果について

令和4年度全国中学校体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月20日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



## 令和4年度全国中学校体育大会の結果について

- 1 期 日 令和4年8月18日(木)～8月21日(日)
- 2 開催地 北海道・東北ブロック各府県
- 3 主催 (公財)日本中学校体育連盟、全国関係競技団体、開催府県教育委員会、開催市町村教育委員会
- 4 主管 東北中学校体育連盟、北海道中学校体育連盟、開催府県中学校体育連盟、開催府県関係競技団体 等
- 5 後援 スポーツ庁、全日本中学校長会、全国都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、全国新聞社事業協議会 等
- 6 競技種目 16競技
- 7 参加人数 約220人(本県からの参加者)
- 8 大会結果 ベスト8以上の入賞校(者)は次のとおり

### 【団体の部】

順位	競技種目	性別	学校名
優勝	バスケットボール	男子	四日市メリノール学院
	バスケットボール	女子	四日市メリノール学院

### 【個人の部】

順位	競技種目	性別	種別	選手名	学校名
優勝	陸上競技	女子	4×100mR	角田 ルビイ 辰巳 ひより 西嶋 夏鈴 西嶋 和奏	小俣(伊勢市)
2位	陸上競技	男子	棒高跳	上野 颯勢	桜浜(伊勢市)
	水泳競技	男子	100mバタフライ	松永 暖琉	西郊(津市)
	水泳競技	男子	高飛込	春日 瑛士	中部(四日市市)
3位	水泳競技	男子	3m飛板飛込	春日 瑛士	中部(四日市市)
	水泳競技	女子	高飛込	伊坂 奏音	神戸(鈴鹿市)
	柔道	男子	60kg級	田中 蒼人	鎌田(松阪市)
4位	陸上競技	女子	100m	北尾 心映	厚生(伊勢市)
	陸上競技	女子	砲丸投	小川 莉緒	東海(志摩市)
	水泳競技	女子	3m飛板飛込	伊坂 奏音	神戸(鈴鹿市)
5位	陸上競技	女子	走幅跳	岡島 奏音	多気(多気町)
6位	陸上競技	男子	四種競技	木田 充海	五十鈴(伊勢市)
7位	水泳競技	女子	200mバタフライ	平尾 美空	白子(鈴鹿市)



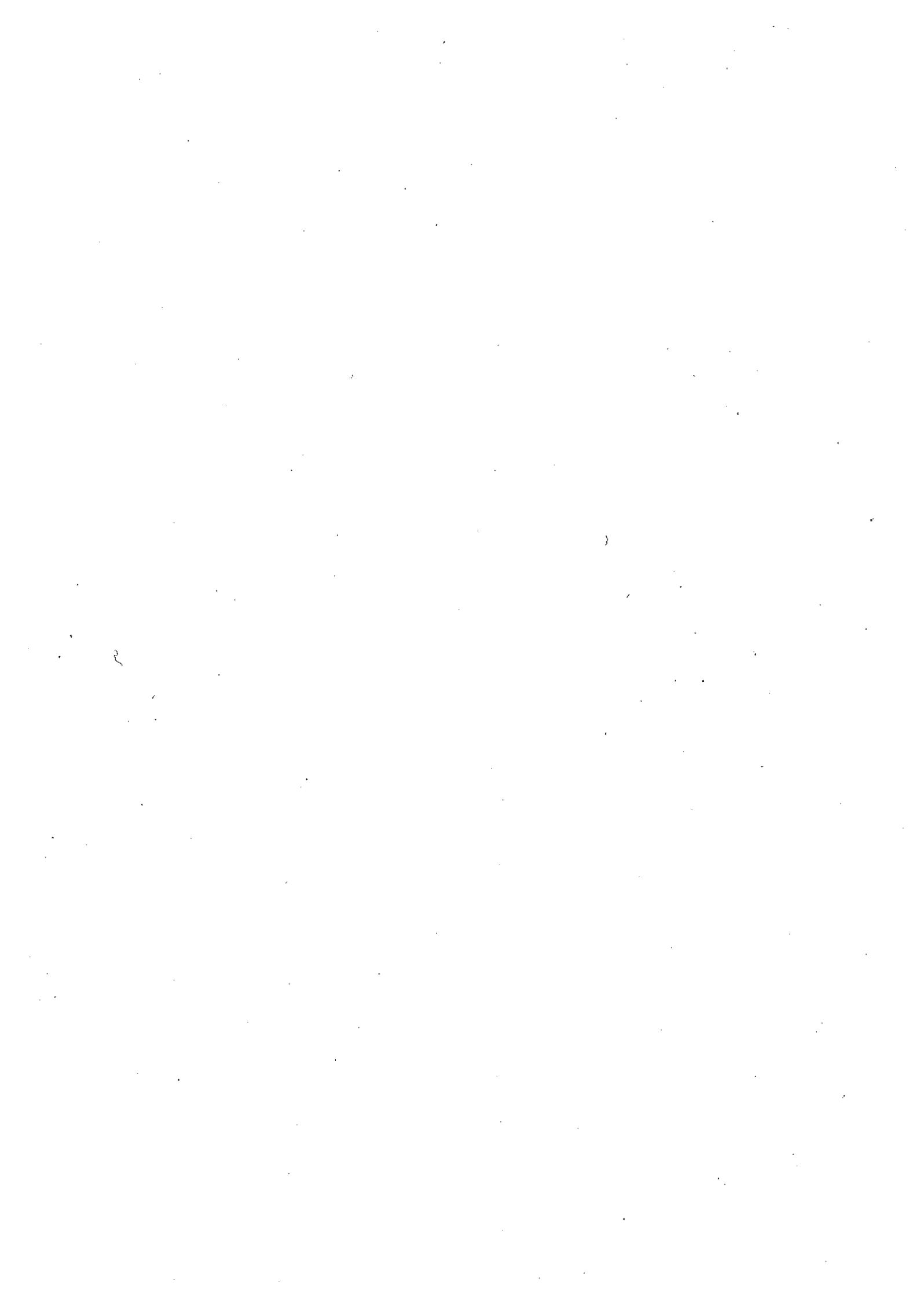
報告7

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月20日提出

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課長



(別紙)

## 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の次期委員の任命を別紙名簿のとおり行います。

- 1 根拠法令  
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項  
三重県いじめ問題対策連絡協議会条例  
（平成26年3月27日 三重県条例第6号）
- 2 委員数 15人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第3条）
- 3 任期 1年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第4条第2項）
- 4 設置日 平成26年7月1日

(別紙名簿)

## 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員名簿(案)

任期:令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

	団体名等	委員名	所属・役職等	新・再
有識者	学識経験者	わたなべ けんじ 渡邊 賢二	皇學館大学 教育学部教授	再
	三重弁護士会	いとう まさあき 伊藤 正朗	三重弁護士会 推薦弁護士	再
	三重県 臨床心理士会	はしもと けいこ 橋本 景子	三重県臨床心理士会 推薦臨床心理士	新
学校	三重県 小中学校長会	ふじなみ 藤並 みどり	津市立芸濃小学校長	再
	三重県 小中学校長会	たなか ゆうこ 田中 有子	津市立久居東中学校長	再
	三重県立 学校長会	いのうえ たまみ 井上 珠美	県立宇治山田高等学校長	新
	三重県 私学協会	おかじま よしのぶ 岡島 義信	青山高等学校長	再
教育委員会	三重県 市町教育長会	たにくち しゅういち 谷口 修一	伊賀市教育委員会 教育長	再
	三重県 市町教育長会	きたぐち ゆきひろ 北口 幸弘	菰野町教育委員会 教育長	再
児相	三重県 児童相談センター	なかざわ かずや 中澤 和哉	三重県児童相談センター 所長	再
法務局	津地方法務局	にしかわ まさき 西川 昌樹	津地方法務局 人権擁護課長	再
警察	三重県警察	はまぐち ゆうじ 濱口 裕史	県警察本部 生活安全部少年課長	新
県	三重県 子ども・福祉部	にしざき すいせん 西崎 水泉	三重県 子ども・福祉部次長	新
	教育委員会事務局	いのぐち まさみつ 井ノ口 誠充	県教育委員会事務局 学校教育担当次長	新

(参考)

**いじめ防止対策推進法(一部抜粋)(平成25年9月28日施行)**

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

**三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)**

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

**三重県いじめ防止基本方針(一部抜粋)(平成26年1月29日策定 平成31年3月7日改訂)**

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(7) 三重県いじめ問題対策連絡協議会

本県では、いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例により三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置する。(平成二十六年三月 三重県条例第六号)(条例第14条)(※4)

構成は、三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。



報告 8

公文書の管理の状況について

公文書の管理の状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月20日提出

三重県教育委員会事務局  
教育総務課長



# 公文書の管理の状況について

## 1 三重県公文書等管理条例の改正

令和2年4月1日施行の三重県公文書等管理条例（以下「条例」という。）において、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、歴史公文書等に該当するか否かについて、三重県公文書等管理審査会の意見を聴かなければならないことが規定されました。

## 2 三重県教育委員会における令和2年度の公文書の管理の状況

三重県教育委員会において、令和2年度に作成した公文書ファイル等は11,660件で、保存期間が満了した公文書ファイル等は6,495件でした。

令和2年度に発生した公文書ファイル等の誤廃棄については、文書管理に対する習熟度の不足、所属内の周知・徹底が不十分であったことから、保存期間満了後、審査会の意見聴取前に誤廃棄したものであり、479件（15所属）でした。

なお、県においては、条例に基づき、三重県教育委員会の関係分も含めた県全体の公文書の管理状況を令和4年6月30日に公表しています。

### (1) 公文書ファイル等の作成の状況

教育委員会	保存期間の内訳							件数
	1年未満	1年	3年	5年	10年	30年	その他	小計
	9	881	819	9,097	273	464	117	11,660

※ 「その他」は、三重県教育委員会公文書管理規程第38条第1項ただし書の規定による「法令等の規定により、特別の定めが設けられている場合」等です。

※ 県全体（教育委員会含む）の令和2年度に作成した公文書ファイル等の総数は58,289件でした。

### (2) 保存期間が満了した公文書ファイル等の廃棄・移管等の状況

教育委員会	廃棄	移管	保存期間延長	計
	6,420	15	60	6,495

※ 「移管」：保存期間が満了した公文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、三重県総合博物館に移管しなければならないとされています（条例第9条第1項）。

※ 県全体（教育委員会含む）の令和2年度に保存期間が満了した公文書ファイル等の総数は43,092件でした。

### (3) 公文書ファイル等の誤廃棄等の状況

教育委員会	誤廃棄	紛失	その他（毀損等）
	479（15 所属）	0	0

※ 県全体（教育委員会含む）の令和2年度に発生した公文書ファイル等の誤廃棄等の総数は、680件（24 所属）でした。

#### 【公文書の誤廃棄等に対する再発防止の取組について】

再発防止の取組として、令和4年7月22日付け「公文書の適正管理について」で注意喚起の通知を発出するとともに、各所属長と職員との中間面談の中でコンプライアンス・ミーティングを実施し、公文書の誤廃棄等の再発防止のための注意喚起、話し合いを行っているところです。

県立学校に対しては、令和4年9月9日に開催した県立学校長会議において、教育総務課長（副総括文書管理者）から学校長（文書管理者）に対し、公文書の廃棄にあたっては、公文書の保存期間満了後、直ちに廃棄を行わず、審査会を経た後に法務・文書課から送付される廃棄予定公文書ファイル等一覧を受理し確認した後に、事務長（文書管理担当者）と職員が確実に確認を行った上で廃棄を行うことなど、改めて公文書管理の重要性、条例の内容と必要な手続き及び再発防止の取組について周知・徹底を行いました。